

# 「子どものためのシェルター」の公的制度化を求める意見書

2011年（平成23年）2月18日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

- 1 国は、憲法及び子どもの権利条約に定められた、子どもの成長発達権等の権利保障を実現する国の責務を果たすため、民間の法人により開設・運営されている子どものためのシェルター（以下「子どもシェルター」という。）を、子どもの権利救済事業の一環として、法的に位置付け、制度として保障すべきである。
- 2 国は、子どもシェルターの安定的運営を可能とするために、シェルターを開設・運営する法人に対して、必要な補助金等を交付して、その活動を支えるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 生存の危機にある子どもたちの存在

近年、弁護士が関わる子どもの人権救済活動の現場において、「今晚安心して泊まる場所がない」という危険な状態にある14、5歳から19歳までの子どもたちの存在が、重大かつ深刻な問題として浮かび上がってきた。

例えば、家庭内で、身体的・心理的・性的虐待を受け、あるいは養育放棄（ネグレクト）されるなど、適切な養育を受けることができないために、家族から逃げ出さなければならない十代後半の子どもたちがいる。行く先も相談相手もないまま知人宅を転々としたり、ネットカフェやファーストフード店、あるいは公園で寝泊りをし、生活費がないために万引きをしたり、出会い系サイトを使って売春をする子どももいる。

不適切養育を原因として、児童相談所に保護され、児童養護施設や児童自立支援施設、里親に措置されて育った子どもで、中学を卒業したが高校進学がかなわず、あるいは高校を中退して、施設等を退所させられ、就労自立を目指さざるを得ない子どもがいる。しかし、早過ぎた自立に失敗し、施設に帰ることもできず、行き場を失っている子どもが少なからず存在する。

非行少年として、家庭裁判所で審判を受ける子どもの親が、引取りを拒否することも多い。親元へ帰れるなら、保護観察処分あるいは試験観察処分という形で、社会内処遇が可能であるにもかかわらず、審判までに帰る場所が見つか

らず、その結果、少年院送致決定がされる事案がある。

少年院に送致された子どもで、仮退院の時期を迎えているにもかかわらず、引き取る家庭や施設が見つからないまま、いつまでも社会復帰ができない者がいる。

虐待や不安定な家族関係の中で育ったため、心身の発達が未熟であるとか、精神を病んでしまう子どもがいる。そのような子どもが、家族からは見捨てられ、かといって、本来、入院が必要な病気ではないために、適切な医療機関に入院することもできないという状況に陥っている。あるいは、望まぬ妊娠をして中絶を望んでいるが、中絶手術をする病院も費用もなく、生活保護等により手術を受けられたとしても、術後に落ち着いて療養する場所もないという子どもがいる。このように、医療を受ける必要があり、就労や自活ができない子どもの居場所がないというのがわが国の現実なのである。

こうした現実には、憲法や子どもの権利条約において保障することが求められている子どもの生存権、成長発達権、家族に養育される権利、虐待されない権利、学び・遊び・休息する権利、就労する権利、労働搾取・性的搾取に曝されない権利、薬物依存から回復する権利、非行に陥った子どもが社会に受け入れられる権利、健康で文化的な最低限の生活を送る権利などについて、放置することのできない深刻な権利侵害が起きていることを示す。日本にこのような子どもたちが、数多く存在しているということは、驚くべきことである。

こうした子どもたちが、弁護士会が運営する子どもの権利相談窓口に直接相談をしてきたり、あるいは子どもの様子を見かねた学校の教師や地域住民が相談をしてくるのである。少年事件の付添人であった弁護士を頼って、相談をしてくる子どももいる。また、児童相談所や児童養護施設、福祉事務所に自ら相談をしてくる子どもも増えている。

## 2 子どもシェルターの活動

家庭から見捨てられた子どもたちは、お金を持たず、安心して寝泊りする場所がなく、食事も満足にとっておらず、多くが着の身、着のままである。頭痛、吐き気、胃痛などを慢性的に抱え、皮膚疾患、視力異常、性感染症、自傷行為、薬物依存、糖尿病などの身体上の症状、不眠、不安、苛立ち、落込み、パニック、解離などの精神症状を示すことが多い。

自分の言葉を親身になって聴いて、相談にのってくれる大人が傍におらず、ひとりぼっちである。生まれてから一度も、あるいは長い間、大切にされたという記憶がない。家族との関係を回復する術を持たず、これから先、どこでど

うやって生活していけばよいのかのあてはなく、多くが高校卒業資格も持たず、就労経験も少なく、将来のことを考える余裕もない。大人を信じられず、生きていることに楽しいことなどないと感じ、自分など生まれてこなければよかったと思っている。ありのままの自分を肯定できず、人との関係を維持するのが難しく、仮面をかぶって振舞うか、殻に閉じこもるしかない。自暴自棄になって暴れたり、癒しようのない痛みを晴らすために自傷行為に走ったり、喫煙飲酒、薬物依存や性的な逸脱行動に陥ったりする。

このような危機にある子どもが救済を求めてきたときに、何をしなければならぬか。それは、子どもの権利回復、権利保障を目的として、専門性の高い集団が、集中的かつ臨機応変に、子どもの状況に応じて行う福祉、法律、医療、心理、教育などの分野が連携した総合的支援である。子どもの生存の危機を、子どもを中心にし、多くの大人たちや機関が、短期間に緊密な連携をとって、回避しようという活動である。医療の現場で、生命の危機にある患者が運び込まれる救急救命治療センターになぞらえることができよう。それを実現しようとするのが、子どもシェルターである。

行き場のない子どもたちを目の前にして、この子どもたちを何とか助けたいという願いから、まず2004年に、東京弁護士会の弁護士が中心となって東京で設立されたNPO法人（2008年から社会福祉法人）カリヨン子どもセンターが、子どもシェルターを開設した。続いて、2007年にNPO法人子どもセンターてんぼ（神奈川）、NPO法人子どもセンターパオ（愛知）、2009年にNPO法人子どもシェルターモモ（岡山）が、それぞれ弁護士を中心に設立され、各法人が子どもシェルターを開設・運営している。2011年春には、NPO法人ピピオ子どもセンター（広島）が、さらに福岡、京都、仙台においても、子どもシェルターを開設予定である。これらの活動のすべてに、各地の弁護士が関わっている。

これらの子どもシェルターに共通しているのは、次のような点である。

緊急に居場所を必要とする子どもが、弁護士会の子ども相談窓口や、各法人の事務局に相談をしに来る。子どもの身近にいる教師や地域住民が、連絡をしに来ることもある。児童相談所、家庭裁判所、少年院などの機関から、子どもシェルター利用を打診してくることもある。各法人は、子どもの入居意思を確認し、子どもシェルター利用の必要性があり、子どもシェルターが受け入れ可能と判断すれば、子どもの入居を受け入れる。

一人ひとりの子どもが、自分の代理人としての弁護士（通称「子ども担当弁護士」）を選任する。子ども担当弁護士は、子どもの話を聞き、子どもの抱え

る困難な課題を子どもと一緒に整理し、解決策を模索し、子どもの言葉を代弁し、家族や学校などの関係機関との関係調整をはかり、子どもの人生を伴走する。ときには、親権者からの親権侵害の主張に対し、民法、刑法上の緊急避難を根拠として子どもの保護を正当化し、子どもを守る。また、虐待による被害について、刑事告訴や慰謝料請求、扶養料請求や養親との離縁などの法的手続きをとることもある。

子どもシェルターは、衛生的で、できるだけ一般の家庭の雰囲気に近い小規模な住環境を提供できるように設備を整えている。そこでは、子どもが高度にプライベートな話をすることができ、また安全に休息し睡眠をとることのできるように個室を備え、栄養的に偏りのない愛情のこもった手作りの食事と清潔な衣服や下着を無償で提供している。そして、そこには、子どもの傍に寄り添い、一緒に生活し、話を聞き、相談にのり、笑ったり遊んだりしてくれるスタッフが24時間常駐している。

スタッフと子ども担当弁護士は、役割分担をしながら、親権者との対応・関係調整をしたり、シェルターの先の居場所としての施設を探したり、自活の道を探したりする。また、医療的、心理的な支援が必要な場合は、児童相談所や福祉事務所、また医療機関やカウンセラー等と連携しながら、必要な支援を行う。

各法人は、地域の児童相談所と協定を結び、18歳未満の虐待を理由として避難してきた子どもについては、児童相談所に虐待通告を行い、児童相談所の一時保護決定を経て、一時保護委託を受けられるようになっている。また、非行に陥っていた子どもについては、家庭裁判所調査官や保護観察官も支援に加わる。

これまでのところ、子どもシェルターの利用者は、圧倒的に女子が多い。カリヨン子どもセンターは、女子と男子の専用のシェルターを別に開設・運営し、子どもセンターてんぽは、1つのシェルターで男子も受け入れているが、それ以外の法人が運営している子どもシェルターは、現在女子専用となっている。子どもシェルターを必要とした背景には、深刻な性虐待が潜んでいることが多いということも、共通している。

例えば、カリヨン子どもセンターの場合、設立後6年半を経過した時点で、シェルター利用者の延べ人数は170人を超えている。その4分の3は、女子である。各子どもシェルターの男女別、年齢別利用者の内訳は、文末の別表のとおりである。

ただし、この事実は、男子について、子どもシェルターの潜在的な利用者が

いないということの意味するものではない。暴走族に居場所を提供されたり、野宿したりして過ごしているために、シェルターにまでたどり着いていないという少年が少なからずいるというのが、少年事件の付添人活動などを通じての弁護士の実感である。このような実情も放置して良いはずがない。

子どもシェルターに入所することになった子どもたちは、衣食住の確保と、子どもとともに生きようとする大人たちの存在と愛情が、命の危機に瀕し、絶望的な孤独の中にいた子どもの心を和ませ、ひとりぼっちではないということを実感させ、人間への信頼を少しずつ回復させる。生きていて良いという自己肯定感が生まれ、自分の人生を将来に向かって考えられるようになっていく。そして親権者からの権利侵害の心配がなくなった状態で、就労、就学、療養など当面の目標を定め、社会の中で暮らす次の場を見つけて、子どもシェルターを旅立っていく。

子どもシェルターを離れ、家族のもとに帰ることができる子どもは少ない。カリヨン子どもセンターの例では、4人に1人程度である。ほとんどの子どもが、自活を目指していくしかない。家族の後ろ盾なく、高卒資格もなく、ときには病や障害も抱えながら、この社会で生きていくことは茨の道である。しかし、子どもシェルターで芽生えた自己の存在肯定、他者への信頼、他者との共生の感覚は、子どもの記憶に刻みこまれるはずである。それは、自分は決してひとりぼっちではないという確信となり、子どもの権利の基盤として、子どもを支えていくだろう。

### 3 不十分な制度の現状

現行の児童福祉法、少年法、更生保護法、生活保護法などに基づく諸制度には、上述した子どもたちの危機を救う役割を担うべき制度が一応はある。しかし、①本来は、そのいずれかの制度の保護対象であるべきにもかかわらず、現実問題として保護されずに放置される子ども、あるいは、②いずれの制度についても対象外であるために、どの制度でも保護することができない子ども等、制度の狭間に陥り、救済されない子どもたちが生まれているのが現実である。子どもシェルターは、そうした狭間に陥り、行き場を失っている子どものために、やむなく生まれてきた活動だといえよう。

#### (1) 一時保護所

児童相談所の一時保護所は、18歳未満で、家庭での不適切養育のために、親子分離をしなければならなくなった子どもを、緊急に保護する場である。子どもシェルターを必要とする子どもたちの多くは、一時保護所で保護され

るべき子どもであろう。

しかし、一時保護所は、基本的には、自ら家庭を逃げ出すことができない、救いを求めることのできない幼い子どもたちを念頭に、集団処遇をする場として、運営されている。個室はほとんどない。滞在期間が短期間であるという理由で、外出を禁止し、通学もままならない。通学や就労継続が不可能と知ると、一時保護所への入所を躊躇する子どももいる。また、十代後半の虐待や非行などの深刻な困難を抱えた子どもを避難させ、個別にケアをすることは想定されていない。虐待通告件数が激増している昨今、一時保護所は定員を超える子どもを入所させなければならないことも多い。そのため、15歳以上の子どもの保護は、どうしても後回しになる。また、18歳、19歳の子どもについては、法的に一時保護の対象外である。

そのような現状のもと、上述したような子どもたちを、一時保護所で保護することが困難である、あるいはできないという現実がある。このような現実が起きているのは、児童福祉法という法律に則って一時保護所が存在しているにもかかわらず、それが有効に機能していないからであり、それは国や地方自治体が、子どもを守り、その成長発達権を保障すべき法的責務を放棄していることに他ならないのであり、一時保護所の施設やシステムを改善し、その機能をより充実させるための施策は、当然、必要である。

しかし、一時保護所の改善だけでは、救えない子どもたちがどうしても生まれてしまうのである。

なお、児童福祉法上の既存の施設は、一時保護を経ずに直ちに宿を提供する施設としては設計されていない。すなわち、比較的低年齢児の多い児童養護施設、児童自立支援施設、里親はもちろん、十代後半の就労自立支援を目的とする自立援助ホームであっても、今夜泊まる場所がないという子どもが訪ねてきたときに、その子どもが抱えている問題や要保護性を調査もしないで、即日宿を提供できるような施設としては、制度設計されていない。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた女性が子どもを連れて女性シェルターに避難しようとしても、女性シェルターには、子どもの年齢制限（特に男子）がある。このような場合に、子どもだけをすぐに一時保護をすることが困難であるため、DV被害者が避難を躊躇する場合がある。これも女性と子どもに対する福祉施策が不十分な例である。

## (2) 補導委託先

家庭裁判所が試験観察に利用する補導委託先は、就労住み込み型の雇用主や自立援助ホームが主であるが、次第に登録数が減っており、定員数が少な

く、審判までに適切な補導委託先が見つからないことが多い。

また、従来、補導委託を積極的に引き受けていた自立援助ホームもあったが、近時、消極的なところが増えてきている。その理由として、2009年の児童福祉法改正に伴い、国及び都道府県からの補助金の支弁方法が、従来の定員換算ではなく、児童相談所に申込みをして措置をされた子どもについて、毎月1日現在の実利用人数換算となったことがある。家庭裁判所からの補導委託は、児童相談所からの措置とはならないため、補助金が支弁される対象とはならない。一方、現在の家庭裁判所の補導委託費は、国の自立援助ホーム補助金額をかなり下回っている。そのため、自立援助ホームが補導委託を多く受けると、児童相談所の措置費換算の対象となる子どもを受け入れることができなくなって、経営が成り立たなくなるという問題も発生している。

こうした理由から、審判までに補導委託先が確保できないため、あるいは、補導委託さえも必要ではなく保護観察で十分に更生できると思われる少年であっても、帰住先が見つからないために少年院送致になってしまうという事案が出てきているのである。

### (3) 少年院仮退院後の帰住先

少年院仮退院者については、家庭引取りが原則であるが、親が不在であるか、引取り拒否をする場合、あるいは深刻な虐待問題があった家庭であって、少年を家庭に戻すことが更生を阻害することが明らかであるという場合に、更生保護施設を利用するという方法がある。

しかし、更生保護施設は、住込み就労先を見つけるまでの短期宿所提供が目的であり、しかも成人の刑務所仮出所者を念頭に制度設計されているので、生活環境もスタッフの配置も、子どもが必要とする十分なケアをするには不向きであることが多い。全国104か所の更生保護施設のうち、少年を受け入れる施設は多数あるとされている。しかし、18歳を超えている子どもであれば就労可能性もあるので、施設側も受け入れる傾向にあるが、少年院送致の低年齢化に伴い、仮退院者の年齢も、15歳、16歳という子どもが出てきている。そのような年齢の子どもについては、施設側は、就労可能性がないという理由で、引受けを拒む場合が多い。

こうした事態を改善するために、農業従事を希望する少年専門の国立の更生保護施設が北海道沼田町に、また小規模施設が福岡県や沖縄県内に開設されているが、非行罪名なども考慮の対象になるので、すべての仮退院少年が受け入れられるわけではない。

児童福祉法上に根拠のある施設、里親などは、18歳未満の子どもであっても、高校生でなければ、なかなか引き受け手がない。さらに、非行の程度が高く、一旦少年司法領域での処遇を受けた仮退院少年となると、ほとんど受け入れてもらうことは不可能という状況である。また自立援助ホームについても、非行少年の受入れを積極的に行う施設は数少なく、しかも上述したような補助金の支弁方法が変更になったために、ホームが仮退院者のために長期にわたり、枠を空けて待つということは、運営を圧迫することになってしまうため、引受けはより困難となっている。

そのような現状の下、仮退院の時期を過ぎても、帰住先が見つからない子どもが生まれてきているのである。

#### (4) 入院前後のケア

精神科の治療が必要だが、入院までは必要とされていない子どもが、就労あるいは生活保護を受けてひとり暮らしをする準備をするまでの滞り場所は既存の児童福祉施設の中には存在しないと言って過言ではない。また、中絶手術の前後の子どものケアができる施設も、福祉事務所が、女性シェルターや宿所提供施設などを利用しながら支援をしている場合もあるが、子どもを念頭に置いた制度としては用意されていない。

なお、虐待の後遺症や、知的障害、発達障害などのため、長期的、専門的な援助を必要とする子どもについては、緊急にシェルターに避難した後の落ち着き先として、別途、療養を主たる目的とするグループホームのような施設を作ることも必要である。

(5) このような実態の中で、弁護士を中心にして生まれた子どもシェルターは、現在の法制度の仕組み上、あるいは現実の運営の限界ゆえに、また縦割り行政の弊害ゆえに、制度の狭間に陥ってしまった子どものニーズに合わせ、その子どもの権利救済のため、柔軟に対応する活動として、独自の位置付けをもちつつ、発展してきているのである。

### 4 子どもシェルターの法制度化と補助金交付の必要性

子どもシェルターの活動を継続していくうえで課題となっているのが、多様な機関との連携を円滑に実現するための制度的な位置付けと、運営資金の安定的供給である。

#### (1) 子どもシェルターの法的根拠

子どもシェルターでは、一人ひとりの子どもごとに、必要な関係機関や支援者の連携を図りながら、子どもの支援をしている。



法的根拠のない施設であることから、子ども担当弁護士やスタッフから連携を申し入れる都度、行政機関や医療機関、学校や勤務先に、子どもシェルター活動について説明をし、協力を要請し、ケース会議への出席を求めるといった努力を積み重ねてきた。親権者対応のため、児童相談所への虐待通告をし、一時保護決定を経て、一時保護委託を受けるといったような仕組みも、そのような取組の中で生まれた連携方法であった。

最近では、ようやく子どもシェルターについての情報が少しずつ広まってきたため、活動への理解を得ることも、当初ほど困難ではなくなっているものの、いまだ全国的に周知されているというわけではなく、子どもシェルターとの連携に戸惑う機関も少なくない。他機関との間で連携がうまくいかず、子どもの権利保障を図る上で困難を生じることも多い。

子どもを現実を受け入れ、他機関連携をコーディネートし、生存の危機にある子どもの権利回復の重責を担う子どもシェルターは、やはり相応の法的根拠を持つ制度・施設として、位置付けられるべきである。

子どもの権利擁護は、国及び地方公共団体の責務として、子どもの権利条約に明示されている。子どもの権利救済の最前線にある子どもシェルターは、現在の活動の実態を維持したまま、子どもの権利擁護活動の一環として、法的な根拠を持つ制度・施設として、制度的保障を受けるだけの内実を有する。

子どもシェルターの目的、それを運営する法人の活動の目的、範囲、他の機関との連携方法などについて、これまでの活動実績を踏まえ、子どもの権利保障を実現するにふさわしく、また違法、不当な活動であると非難されることのないような制度設計がなされていく必要がある。

ただし、上述したとおり、子どもシェルターの活動は、児童福祉領域にとどまらず、少年司法、更生保護、生活保護の領域にもまたがる。ときには、教育、労働、医療の現場や行政とも関わる。ひとりの子どもの支援は、様々な法律や制度、機関の管轄などによって、区切って実施することができるものではない。子どもが真に必要なとする支援を十全に行うためには、そうした法律や制度間の障壁を越えて、他機関の横断的連携を図ることが不可欠である。

そこで、子どもシェルターの位置付けについて知恵を絞ることが必要となるが、児童福祉法上の新事業として制度化することが最もふさわしいと考える。ただし、その場合、家庭裁判所の補導委託先、あるいは少年対象の更生保護施設としても機能し得るような位置付けが必要である。その場合、厚生労働省所管事業の枠組みを超えることとなるが、現行の児童自立生活援助事

業（自立援助ホーム）についても、個別に補導委託，少年院仮退院者を受け入れ，家庭裁判所，保護観察所，福祉事務所が費用の一部を支弁してきた実情もある。

また，前述のとおり，18歳以上の子どもが児童福祉法上の一時保護の対象外であることがシェルターの必要性を生む一つの原因となっていることから，シェルターは，当然のことながら，18歳，19歳の子どもも利用できるような施設として制度設計されなければならない。この点について，現行の自立援助ホームに関する規定と同様に，児童福祉法上の施設であっても，20歳未満の子どもが利用できるようにすることは可能である。

したがって，子どもシェルターの現実の機能を念頭に，児童福祉法上の新事業として位置付けるべきである。

なお，子どもシェルター機能の実態に即して見るなら，困難を抱える子どもや若者の総合的支援を目的とする，子ども若者育成支援法上に，何らかの根拠規定を置く方法も考えられる。この場合は，同法を所管する内閣府が，厚生労働省，法務省，家庭裁判所の子ども支援に関わる行政を，総合的に統括し，連携調整する機能をもつこと，予算の裏付けをもつことが必要である。

いずれにしても，子どもシェルターの目的は，権利侵害を受けて，生存の危機にある子どもの緊急支援であるから，いつ，どのような子どもが救済を求めてきても，対応できる柔軟な制度でなければならない。したがって，対象となる子どもや支援を限定するなど，万が一にも，支援を必要としている子どもが救済から排除されるようなことがあってはならない。

## (2) 子どもシェルター運営費の国庫補助

現在，子どもシェルターの運営資金の一部を賄うものとして，国または地方公共団体から支弁される可能性があるのは，児童相談所の一時保護委託費（東京の場合は1日当たり1,804円と医療費），一時保護委託を受けられない子どもについて，個別に申請を受理されることのある生活保護からの生活扶助，住宅扶助と医療扶助，生業扶助，家庭裁判所の補導委託費（1か月当たり15万円），保護観察所で例外的に支出している個人委託費（1日当たり2,000円）である。

1か所の子どもシェルターを運営するために要する費用は，立地場所や規模にもよるが，例えば，カリヨン子どもセンターの運営するシェルターの場合，家賃，人件費，生活費，事務費などで，毎年およそ1,500万円程度である。上述した公的費用は，このうちの1割程度を賄うに過ぎない。

運営費の大半は，各法人が，個人，企業，団体に働きかけ，寄付金，助成

金を受けるという形で賄っている。企業からの寄付や助成は、企業の社会貢献として行われているものであり、原則として単年度限りのもので、1つの法人が継続的な支援を受けることはできない。そのため、各法人は毎年、寄付金や助成金を出してくれる先を探し、申請をし、実際に寄付等を受けられるかどうか、金額がいくらになるかも不確実な状態で、綱渡りの運営を余儀なくされているのが実情である。

このように個人の善意や、景気動向に左右される民間の寄付金に、運営の財政的基盤を置くということでは、子どもシェルターの安定的運営を維持できず、その使命を果たすことはできない。

子どもの権利擁護の一環として、子どもシェルターの活動を支えることは、国の責務である。子どもシェルター機能の総合性に鑑みるなら、開設にかかる費用や建物の賃料、常勤職員の人件費などの固定経費は、内閣府あるいは厚生労働省が支弁すること、また、子どもの生活費については、1日当たりの単価を一定額に定めて（児童相談所からの一時保護委託であれ、家庭裁判所からの補導委託であれ、金額に差が出ないようにする。）、利用目的に応じて、それぞれ所管する都道府県の児童相談所、福祉事務所、家庭裁判所、保護観察所が負担するという方法が、現実的であろう。

### (3) 子どもの法律援助制度の国費による運営

子どもシェルターに入居した子どもの権利保障のために不可欠な子どもの担当弁護士の費用は、現在、当連合会が全額財源負担して日本司法支援センターに業務を委託している「子どもに対する法律援助事業」により賄われている。しかし、当連合会の財源は、会員からの会費から賄われているものであるから、財源には限界があり、権利保障を必要としているすべての子どもの弁護士費用を賄うことは到底できない。

そもそも、親権者からの適切な養育監護を受けられない子どものための権利保障を図ることは、本来的には国家の責務であるところ、現実に子どもが権利行使をして権利保障を実現するためには、弁護士に依頼して法的支援を受けることが必要であるから、そのための費用も公費により賄われるべきである。

根本的には、親子間で利害対立がある場合に、子どもが自らの代理人として弁護士を依頼できるような「子どもの代理人」制度の実現が急務であるが、とりわけ、家庭で養育されることが困難となった子どもに対し、国選代理人制度の導入や給付型の法律扶助制度の導入など、子どもが公費で弁護士の法的支援を受けられる制度を創設することが必要である。

## 5 結語

家庭で養育される権利を奪われ、非行や病気、障害などの困難を抱える子どもを緊急に救済するためには、民間の子どもシェルターが子どものニーズをすくいあげ、緊急支援を行い、弁護士が子どもの法的支援を担う一方、現場レベルでの児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、福祉事務所等の関係機関の連携・協働とともに、それを管轄する内閣府、厚生労働省、法務省、最高裁判所（家庭局）等の関係省庁・関係機関の連携・協働が不可欠である。

子どもシェルターを必要とする子どもの数は、いまだ全国各地で多数が潜在しているはずであるものの、顕在化している数に限っても増加しており、今後、せめて都道府県ごとに少なくとも1か所の子どもシェルターが開設される必要があるだろう。

困難を抱える子どものニーズを満たすだけの子どもシェルターが全国各地で開設され、その機能を十分に果たし、安定的な運営が確保されるよう、国は、子どもシェルターを法的な根拠をもって制度的に保障し、その財政的基盤を補助金交付等により支えるべきである。

以 上

■ シェルター利用者の内訳（それぞれの法人開始から2010年12月15日まで）  
 <延利用者人数>

	カリヨン(ガールズ)		カリヨン(ボーイズ)		てんぼ		パオ		モモ		年齢別合計		
	男※1	女	男	女※2	男	女	男	女	男	女	男	女	全
12歳以下	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
13歳	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	6
14歳	2	5	0	0	0	0	3	0	0	0	2	8	10
15歳	4	16	0	0	1	0	1	1	1	1	5	18	23
16歳	5	28	6	0	1	0	1	4	4	12	12	33	45
17歳	10	41	4	1	0	1	7	2	2	14	14	52	66
18歳	5	18	1	0	1	7	4	2	2	7	7	31	38
19歳	5	14	1	0	0	15	2	1	1	6	6	32	38
20歳	2	3	0	0	0	3	0	1	1	2	2	7	9
20歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	2
男女別合計	35	130	12	1	3	27	0	20	0	12	50	190	240
全	165		13		30		20		12		240		

※1 カリヨンガールズは、当初男女兼用であった。

※2 カリヨンボーイズが空いていたとき、一時的に女子が利用した。